

特定非営利活動法人 和歌山有機認証協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人和歌山有機認証協会という。英文名を「Wakayama Organic Certified Association」といい、略称を「W O C A」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山市西高松1丁目6-4に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律」が定めるところに準拠し、健康と環境を重視する有機食品並びに特別栽培農産物等にかかる公正な検査・認証を行うことを通じ、有機食品並びに特別栽培農産物等への社会的信頼性を高め、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を建設し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 環境の保全を図る活動。
- (4) 国際協力の活動。
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 有機食品並びに特別栽培農産物等の検査および認証。
 - ② 前号の検査および認証にかかる基準の策定。
 - ③ 有機食品並びに特別栽培農産物等の生産・加工・流通・消費に関する研究、資料の収集、情報提供、セミナー等の企画、開催及び後援。
 - ④ 食品の生産・加工・流通・消費の各種団体との連絡、助言又は援助と、これを通じての資源循環型、環境保全型社会建設への企画提案又は支援。
 - ⑤ 有機農業や環境保全に関する国際的な交流。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体。

(入会)

第7条 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会員は第3条に掲げる目的を認めねばならない。
- (2) 会員はこの法人の総会に出席もしくは書面をもって表決に参加しなければならない。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項に掲げる条件に適合す

- ると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金と会費を納めねばならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 正当な理由なく継続して2回以上この法人の総会表決に参加しなかったとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上この法人の会費を納めなかったとき。
- (4) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、また、団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した入会金、会費および抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

- ① 理事6人以上
 - ② 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長および事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 役員のうち3分の2以上は個人会員でなければならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会並びに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 事務局長は事務局を統括し、この定款の定めおよび総会並びに理事会の議決に基づき、この法人の事務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更。
 - (2) 解散および合併。

- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告および収支決算。
- (5) 役員の選任又は解任、職務および報酬。
- (6) 入会金および会費の額。
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄。
- (8) 事務局の組織および運営。
- (9) その他運営に関する重要事項。

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項についても、通知にいたらなかった理由を総会が承認した場合に限り、議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条 各会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条および次条第 1 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
- (2) 会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。
- (3) 審議事項。

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項についても、通知にいたらなかった理由を理事会が承認した場合に限り、議決することができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時および場所。
- ② 理事総数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）。
- ③ 審議事項。

- ④ 議事の経過の概要および議決の結果。
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会等

(委員会等の設置)

第38条 第5条の事業を実施するため、理事会の下に、認証委員会、認証基準委員会、倫理委員会と、検査員会を設置する。

第39条 前条の委員会等の構成、選任、機能、開催、招集、議長、議決、議事録ほかの規定は、理事会において別途これを定めるものとする。

第6章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金および会費。
- (3) 寄附金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

(管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能。
 - (3) 会員の欠乏。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併又は破産の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、和歌山県に譲渡するものとする。

(合併)

54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、理事会で選出された事務局長のほか、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 57 条 事務局長の任免は理事会の議決による。事務局職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第 58 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	橋本卓爾
副理事長	小林民憲
同	瓦野昌治
同	花田恵子
理事	畑 純一
同	宮本久美
同	道本みどり
同	児玉典男
事務局長	重栖 隆
監事	雑賀慶二
- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、2001 年 2 月 28 日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、2000 年 1 月 31 日までとする。
- 5、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6、この法人の設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とする。

入会金	(1) 個人会員	1000 円
	(2) 団体会員	10000 円
年会費	(1) 個人会員	1000 円
	(2) 団体会員	10000 円
- 7、2000 年 1 月 14 日 この定款の一部を改正する。
2001 年 2 月 26 日 この定款の一部を改正する。
2006 年 2 月 22 日 この定款の一部を改正する。
2008 年 2 月 28 日 この定款の一部を改正する。